

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…二
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三
- 告示（内水漁管）
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………五

公告

- 特定開発行為に関する対策工事等の完了……………
- …（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…五
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………
- …（環境局総務部環境政策課）…五

告示

●東京都告示第八百九十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二十三日

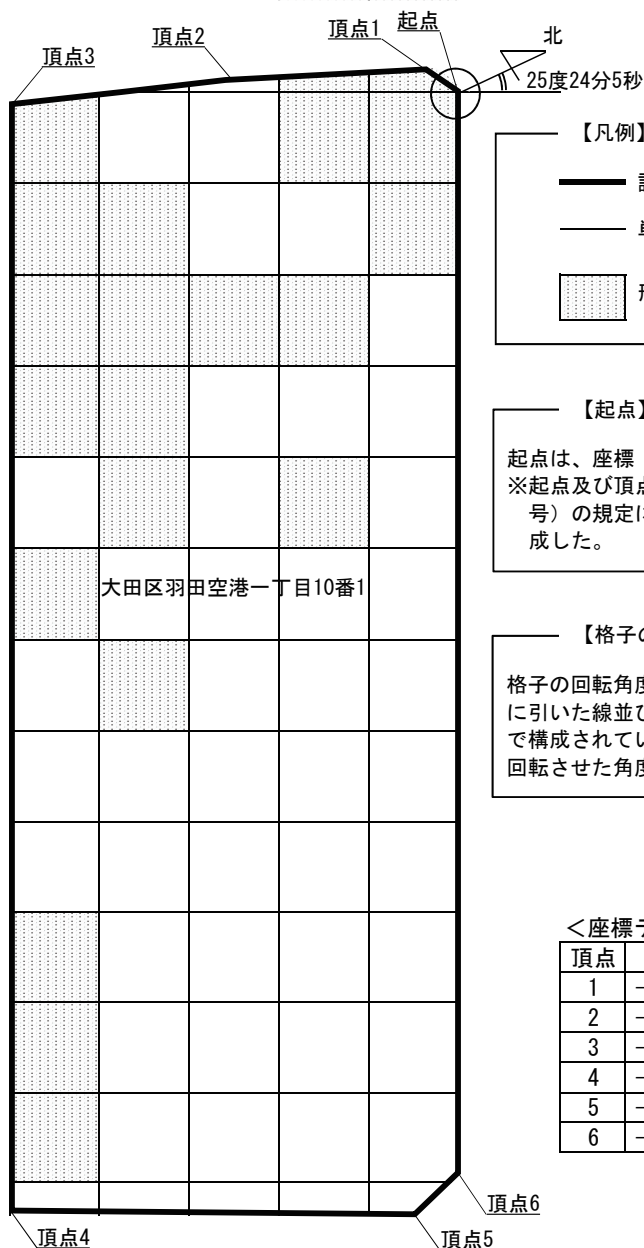
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区羽田空港一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡例】

- 調査対象地
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標（X=-49402.036、Y=-7176.808）とする。
※起点及び頂点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 25度24分5秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔に引いた線で構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<座標データ>

頂点	X座標	Y座標
1	-49404.991	-7179.949
2	-49424.966	-7183.731
3	-49450.559	-7187.329
4	-49479.698	-7068.821
5	-49435.844	-7057.761
6	-49430.454	-7061.013

●東京都告示第八百九十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第二百七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年八月二十三日

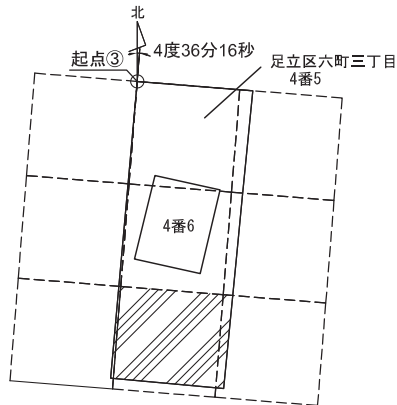
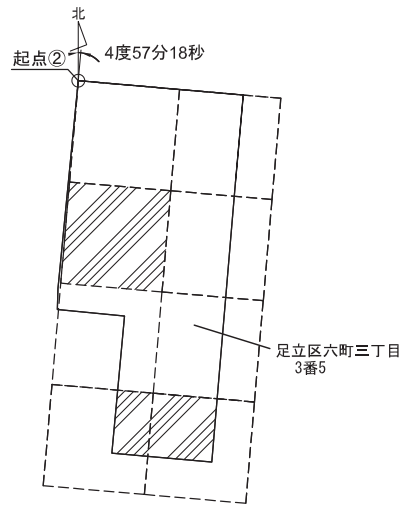
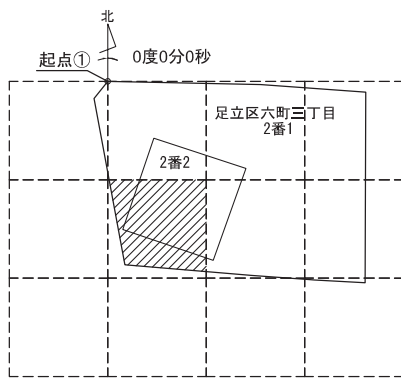
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【起点】

- | | |
|---|--------------------------|
| ① | 起点①は、足立区六町三丁目2番1の最北端とする。 |
| ② | 起点②は、足立区六町三丁目3番5の最北端とする。 |
| ③ | 起点③は、足立区六町三丁目4番5の最北端とする。 |

【凡例】

- | | |
|--|--|
| | 敷地境界 |
| | 筆境界 |
| | 単位区画 |
| | 指定を解除する区域 |
| | 形質変更時要届出区域
(令和2年東京都告示第1499号により
指定した区域) |

【格子の回転角度】

- | | |
|---|----------|
| ① | 0度0分0秒 |
| ② | 4度57分18秒 |
| ③ | 4度36分16秒 |

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年八月二十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十三日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 御徒町小岩

二 変更の区間 江戸川区平井五丁目六十五番地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

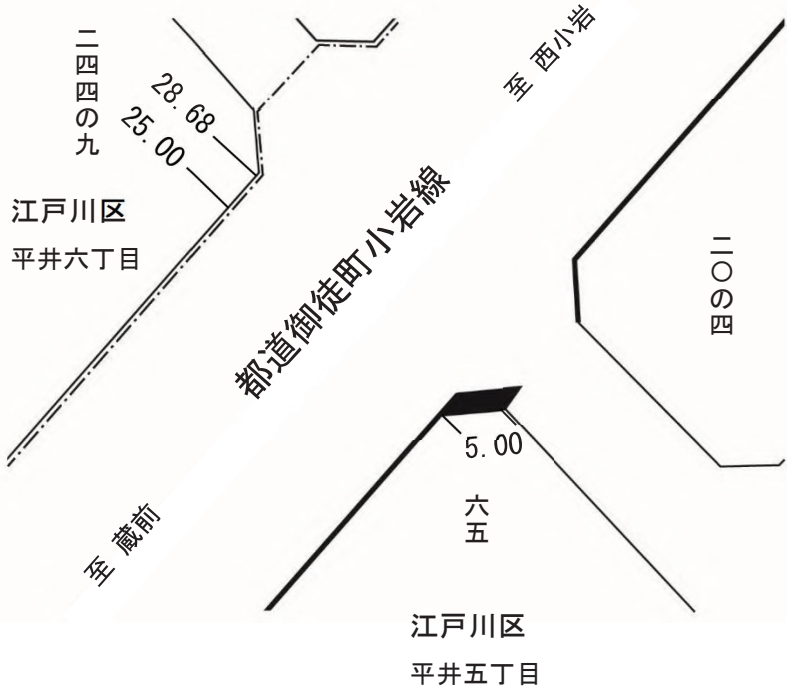
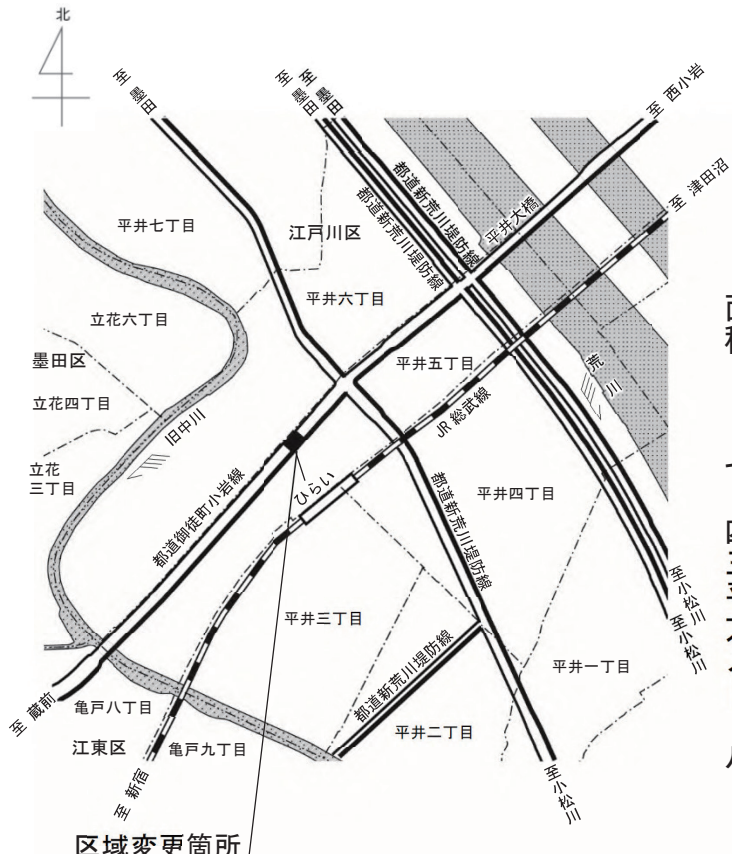
別図

都道御徒町小岩線区域変更略図

江戸川区平井五丁目地内

- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 五・三五メートル
面積 七・四三平方メートル



告 示（内水漁管）

●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。

令和六年八月二十三日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

（漁業権の行使の制限）

一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。

（資源管理への協力）

二 遊漁者は、内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者が行う資源管理の取組に協力しなければならない。

（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和六年九月一日から令和七年八月三十一日までとする。

公 告

特定開発行為に関する対策工事等の完了について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和六年八月二十三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

特定開発区域又は工区
に含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

多摩市大字貝取字十九号千七百一十一番一の一部
八王子市元本郷町三丁目十五番八号

株式会社プライムホーム
代表取締役 小俣 茂

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第六十六条第一項の規定に基づき、青梅都市計画事業 今井土地区画整理事業について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和六年八月二十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

今井土地区画整理組合

理事長 指田 修

日野市大坂上一丁目三十番二十八号 MKビル

二 対象事業の名称

青梅都市計画事業 今井土地区画整理事業

三 工事着手の予定年月日

令和六年八月二十六日

四 工事完了の予定年月日

令和九年七月三十一日

五 届出日

令和六年八月七日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)
郵便番号
163-8001
定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所
三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号
101-0051